【債権（奨学資金貸付金）回収に係る督促等業務における個人情報の流れ】

（修正版）
（資料４３－１）

新宿区

①督促状・合意書（定型文）
案提出　※受託事業者協議

【奨学資金管理システム（イントラPC）】

③対象者情報データの抽出

債権（奨学資金貸付金）
滞納者及び連帯保証人情報

氏名
住所（戸籍）
生年月日・性別
連絡先
債権金額
経過・交渉記録

⑭交渉記録報告書内容の入力

⑯個人情報消去の確認

個人情報無し

・ID・パスワード認証
・ウィルス対策
・最新のセキュリティパッチの適用
・ログの記録・管理
・アクセス制御

④郵送（簡易書留）又はCD-R等による手渡し

※データ暗号化、確認書による記録
郵送の場合：書留郵便の利用
手渡しの場合：鍵付きケースの使用

⑩電子メール（個人情報にパスワードを付した状態）にて照会・回答

⑬交渉記録報告書提出（毎月）

※データ暗号化、確認書による記録
郵送の場合：書留郵便の利用
手渡しの場合：鍵付きケースの使用

⑮　④が郵送の場合：個人情報消去証明書の提出（年度末）
④がCD-R等による場合：CD-R等記録媒体の返却（年度末）

受託事業者（弁護士）

②督促状・合意書（定型文）
案確認　※区と協議

・ID・パスワード認証
・ウィルス対策
・最新のセキュリティパッチの適用
・ログの記録・管理
・アクセス制御

【受託事業者のパソコン】

⑤④で受領したデータ（③対象者情報）の取込

⑥①及び②で協議した内容（書面案）に基づく（督促状・合意書等）の作成

⑨⑧にて区への確認が必要になった事項（納付書の再発行、入金確認等）についての照会業務

⑫交渉記録報告書の作成

フロー表中⑦～⑭の間で、より込み入った個別対応相談が必要になった場合（対象者が既に自己破産手続きを行っている場合　など）は、区が法律事務所に来所し、今後の対応等について協議することとする。

⑦督促状の送付
（書留若しくは弁護士指定の方法による）

⑧示談折衝
（電話・来所等による）

⑪合意書の送付
（書留若しくは弁護士指定の方法による）

債権（奨学資金貸付金）滞納者及び連帯保証人

（債権（奨学資金貸付金）の返還）
※納付書による区への納付